

令和4年第2回定例会

美郷町議会議案等

令和 4年 6月 2日 開会

令和 4年 6月 6日 閉会

美郷町議会

報告第3号

令和3年度繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 令和3年度繰越明許費

提案理由

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものである。

令和3年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)

単位：千円

No.	款	項	目	事業名等	金額	翌年度繰越額	左記金額の財源内訳		
							既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
1	2 総務費	1 総務管理費	5 電算システム管理費	番号制度システム環境構築事業	1,161	1,161		1,161	0
2	3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉総務費	子育て世帯等臨時特別給付金 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)	129,200	5,000		5,000	0
3	5 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業	840	840		840	0
4	5 農林水産業費	1 農業費	6 地籍調査費	地籍調査事業	14,784	14,784		11,031	3,753
5	5 農林水産業費	2 林業費	2 林業振興費	森林整備加速化・林業再生事業	5,435	5,435		5,435	0
6	7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	防災・安全交付金事業(老朽化対策)町道	50,721	50,721		32,725	17,996
7	7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	防災・安全交付金事業(通学路対策)町道	62,606	62,262		61,084	1,178
8	7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	防災・安全交付金事業(道路環境の整備)町道	22,550	22,363		21,892	471
9	7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	道整備交付金事業(道路新設改良)	7,686	7,364		7,150	214
10	7 土木費	3 住宅費	2 公営住宅建設費	公営住宅等ストック総合改善事業	41,702	41,702		12,600	29,102
11	10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	2 林業施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業(単独・補助)	395,659	395,659		351,721	43,938
12	10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業(補助)	32,566	13,476		9,409	4,067
合 計					764,910	620,767	0	520,048	100,719

承認第3号

美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

美郷町長 田中秀俊

記

1 専決第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い関係する美郷町税条例の一部改正が必要になったことから、令和4年3月31日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

主な内容は、住民税の住宅ローン控除の適用期間延長、固定資産税（土地）の負担調整措置の上昇幅抑制、納税環境の整備等の改正です。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町税条例の一部を改正する条例（令和4年条例第9号）

美郷町条例第9号

美郷町税条例の一部を改正する条例

(美郷町税条例の一部改正)

第1条 美郷町税条例(平成18年美郷町条例第57号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、美郷町手数料徴収条例(平成18年美郷町条例第62号。以下「美郷町手数料条例」という。)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、美郷町手数料徴収条例(平成18年美郷町条例第62号。以下「美郷町手数料条例」という。)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則に定める事項の記載があるとき</u>(特</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合</u></p>	<p>5 [略]</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="212 202 728 236"><u>における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p data-bbox="197 288 808 322">(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p data-bbox="147 333 1104 751">第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p data-bbox="147 762 1104 1094">2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p data-bbox="147 1106 293 1139">3 [略]</p> <p data-bbox="197 1192 421 1225">(町民税の申告)</p> <p data-bbox="147 1236 1104 1391">第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提</p>	<p data-bbox="1178 288 1792 322">(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p data-bbox="1128 333 2085 751">第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p data-bbox="1128 762 2085 1094">2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p data-bbox="1128 1106 1274 1139">3 [略]</p> <p data-bbox="1178 1192 1402 1225">(町民税の申告)</p> <p data-bbox="1128 1236 2085 1391">第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提</p>

改正前	改正後
<p>出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係る者を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に</p>	<p>出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）</u>で控除対象配偶者に該当しないもの）に係る者を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に</p>

改正前	改正後
<p>掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 [略]</p> <p>(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 [略]</p> <p>(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項(<u>施行規則で定める事項を除く。</u>)は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事</p>

改正前	改正後
<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p><u>業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。）の氏名</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) [略] (3) [略] 2～5 [略]</p> <p>(法人の町民税の申告納付) 第48条 [略] 2～8 [略]</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係<u>手続き</u>用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 [略]</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 [略]</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 <u>法第382条の2</u>に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧の手数料</u>は、美郷町手数料条例の定めるところによる。ただし、</p>	<p>(3) [略] (4) [略] 2～5 [略]</p> <p>(法人の町民税の申告納付) 第48条 [略] 2～8 [略]</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係<u>手続き</u>用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 [略]</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 [略]</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 <u>法第382条の2</u>に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の<u>閲覧</u></p>

改正前	改正後
<p>法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、美郷町手数料条例の定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割</p>	<p><u>（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの閲覧を含む。）</u>の手数料は、美郷町手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の手数料は、美郷町手数料条例の定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>での各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割</p>

改正前	改正後
<p>の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 [略]</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 [略]</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 [略]</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 [略]</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 <u>（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）</u>を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が<u>当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第33条第4項ただし書きの規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が<u>前年度分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> <p>3 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の<u>翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当である</u></p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条6まで又は<u>37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>と町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 [略]</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用が</p>	<p>5 [略]</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用が</p>

改正前	改正後
<p>ある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。</u>）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイ</u></p>	<p>ある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</u></p>

改正前	改正後
<u>ルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	

(美郷町税条例の一部を改正する条例の改正)

第2条 美郷町税条例の一部を改正する条例(令和3年美郷町条例第14号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 美郷町条例(平成18年美郷町条例第57号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p>	<p>第1条 美郷町条例(平成18年美郷町条例第57号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(「の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」</u>に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美郷町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

- (2) 第1条中美郷町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（美郷町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中美郷町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の美郷町税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の美郷町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美郷町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の美郷町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の美郷町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

承認第 4 号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分 (専決第 4 号) の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 専決第 4 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例の一部改正が必要になったことから、令和 4 年 3 月 31 日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

主な内容は、課税限度額の引き上げに係る改正です。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年条例第10号）

美郷町条例第10号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成18年美郷町条例第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減</p>

改正前	改正後
<p>額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>11～20 [略]</p>	<p>額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>11～20 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美郷町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第5号

令和3年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 専決第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第12号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専決第5号

令和3年度美郷町一般会計補正予算(第12号)

令和3年度美郷町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ231,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,004,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町 税		741,182	6,817	747,999
	1 町 民 税	139,199	4,137	143,336
	2 固定資産税	550,502	1,520	552,022
	3 軽自動車税	24,392	290	24,682
	4 市町村たばこ税	19,496	△238	19,258
	5 入 湯 税	7,593	1,108	8,701
2 地方譲与税		213,738	9,221	222,959
	1 地方揮発油譲与税	28,292	5,091	33,383
	2 自動車重量譲与税	91,306	4,130	95,436
3 利子割交付金		217	△24	193
	1 利子割交付金	217	△24	193
4 配当割交付金		350	1,031	1,381
	1 配当割交付金	350	1,031	1,381
5 株式等譲渡所得割交付金		433	977	1,410
	1 株式等譲渡所得割交付金	433	977	1,410
6 法人事業税交付金		3,517	98	3,615
	1 法人事業税交付金	3,517	98	3,615
7 地方消費税交付金		119,502	6,722	126,224
	1 地方消費税交付金	119,502	6,722	126,224
8 自動車取得税交付金		0	30	30
	1 自動車取得税交付金	0	30	30
9 自動車税環境性能割交付金		5,790	1,580	7,370
	1 自動車税環境性能割交付金	5,790	1,580	7,370
10 地方特例交付金		3,410	1,960	5,370
	1 地方特例交付金	3,410	1,960	5,370
11 地方交付税		4,057,825	275,906	4,333,731
	1 地方交付税	4,057,825	275,906	4,333,731
13 分担金及び負担金		29,602	1,887	31,489
	1 分 担 金	1,307	1,887	3,194
14 使用料及び手数料		63,285	19	63,304
	2 手 数 料	8,285	19	8,304
15 国庫支出金		811,139	△18,492	792,647
	2 国庫補助金	541,435	△18,492	522,943
16 県支出金		1,084,241	18,779	1,103,020

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	930,186	18,779	948,965
17 財産収入		50,269	△1,067	49,202
	1 財産運用収入	37,017	133	37,150
	2 財産売払収入	13,252	△1,200	12,052
18 寄附金		547,103	△80,606	466,497
	1 寄附金	547,103	△80,606	466,497
19 繰入金		297,863	8,127	305,990
	2 基金繰入金	274,727	8,127	282,854
21 諸収入		66,626	△782	65,844
	2 貸付金元利収入	20,061	△769	19,292
	5 雑入	45,273	△13	45,260
22 町債		517,351	△1,100	516,251
	1 町債	517,351	△1,100	516,251
歳入合計		8,772,943	231,083	9,004,026

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,374,017	△28,732	1,345,285
	1 総務管理費	1,254,256	△28,732	1,225,524
3 民生費		1,077,409	△19,381	1,058,028
	1 社会福祉費	745,914	△19,381	726,533
5 農林水産業費		1,030,033	△9,645	1,020,388
	2 林業費	459,138	△9,645	449,493
6 商工費		319,341	△99	319,242
	2 観光費	179,447	△99	179,348
12 諸支出金		1,382,671	288,940	1,671,611
	4 基金積立金	547,207	288,940	836,147
歳 出	合 計	8,772,943	231,083	9,004,026

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	千円 28,000	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。	千円 28,000	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。
災 害 復 旧 事 業 債	24,000	同 上	同 上	同 上	22,900	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	152,351	同 上	同 上	同 上	152,351	同 上	同 上	同 上
過 疎 対 策 事 業 債	278,500	同 上	同 上	同 上	278,500	同 上	同 上	同 上
辺 地 対 策 事 業 債	34,500	同 上	同 上	同 上	34,500	同 上	同 上	同 上
合 併 特 例 事 業 債	0	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上
減 収 補 填 債	0	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上
合 計	517,351				516,251			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	741,182	6,817	747,999
2 地方譲与税	213,738	9,221	222,959
3 利子割交付金	217	△24	193
4 配当割交付金	350	1,031	1,381
5 株式等譲渡所得割交付金	433	977	1,410
6 法人事業税交付金	3,517	98	3,615
7 地方消費税交付金	119,502	6,722	126,224
8 自動車取得税交付金	0	30	30
9 自動車税環境性能割交付金	5,790	1,580	7,370
10 地方特例交付金	3,410	1,960	5,370
11 地方交付税	4,057,825	275,906	4,333,731
13 分担金及び負担金	29,602	1,887	31,489
14 使用料及び手数料	63,285	19	63,304
15 国庫支出金	811,139	△18,492	792,647
16 県支出金	1,084,241	18,779	1,103,020
17 財産収入	50,269	△1,067	49,202
18 寄附金	547,103	△80,606	466,497
19 繰入金	297,863	8,127	305,990
21 諸収入	66,626	△782	65,844
22 町債	517,351	△1,100	516,251
歳入合計	8,772,943	231,083	9,004,026

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,374,017	△28,732	1,345,285				△76,048	47,316
3 民生費	1,077,409	△19,381	1,058,028	△18,400			6,100	△7,081
4 衛生費	373,321	0	373,321	△92	△83		△12	187
5 農林水産業費	1,030,033	△9,645	1,020,388		2,610		△644	△11,611
6 商工費	319,341	△99	319,242					△99
9 教育費	407,759	0	407,759				△1,200	1,200
10 災害復旧費	690,094	0	690,094		14,285	△1,100		△13,185
12 諸支出金	1,382,671	288,940	1,671,611				△40,304	329,244
歳出合計	8,772,943	231,083	9,004,026	△18,492	16,812	△1,100	△112,108	345,971

令和 3 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 1 町 税

(項) 1 町 民 税

(単位：千円)

1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	町 税	741,182	6,817	747,999			
1	町 民 税	139,199	4,137	143,336			
	1 個 人	126,702	4,416	131,118	1 現年課税分	4,369	1 現年課税分 (1) 現年課税分
					2 滞納繰越分	47	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	2 法 人	12,497	△279	12,218	1 現年課税分	△279	1 現年課税分 (1) 現年課税分
2	固定資産税	550,502	1,520	552,022			
	1 固定資産税	544,819	1,520	546,339	1 現年課税分	1,521	1 現年課税分 (1) 現年課税分
					2 滞納繰越分	△1	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
3	軽自動車税	24,392	290	24,682			
	1 軽自動車税種別割	23,444	161	23,605	1 現年課税分	146	1 現年課税分 (1) 現年課税分
					2 滞納繰越分	15	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
	2 軽自動車税環境性能割	948	129	1,077	1 現年課税分	129	1 現年課税分 (1) 現年課税分
4	市町村たばこ税	19,496	△238	19,258			
	1 市町村たばこ税	19,496	△238	19,258	1 現年課税分	△238	1 現年課税分 (1) 現年課税分
5	入 湯 税	7,593	1,108	8,701			
	1 入 湯 税	7,593	1,108	8,701	1 現年課税分	1,108	1 現年課税分 (1) 現年課税分
2	地方譲与税	213,738	9,221	222,959			
	1 地方揮発油譲与税	28,292	5,091	33,383			
	1 地方揮発油譲与税	28,292	5,091	33,383	1 地方揮発油譲与税	5,091	1 地方揮発油譲与税 (1) 地方揮発油譲与税
	2 自動車重量譲与税	91,306	4,130	95,436			

(一般会計)

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 自動車重量譲与税	91,306	4,130	95,436	1 自動車重量譲与税	4,130	1 自動車重量譲与税 (1)自動車重量譲与税
3		利子割交付金	217	△24	193			
	1	利子割交付金	217	△24	193			
	1	利子割交付金	217	△24	193	1 利子割交付金	△24	1 利子割交付金 (1)利子割交付金
4		配当割交付金	350	1,031	1,381			
	1	配当割交付金	350	1,031	1,381			
	1	配当割交付金	350	1,031	1,381	1 配当割交付金	1,031	1 配当割交付金 (1)配当割交付金
5		株式等譲渡所得割交付金	433	977	1,410			
	1	株式等譲渡所得割交付金	433	977	1,410			
	1	株式等譲渡所得割交付金	433	977	1,410	1 株式等譲渡所得割交付金	977	1 株式等譲渡所得割交付金 (1)株式等譲渡所得割交付金
6		法人事業税交付金	3,517	98	3,615			
	1	法人事業税交付金	3,517	98	3,615			
	1	法人事業税交付金	3,517	98	3,615	1 法人事業税交付金	98	1 法人事業税交付金 (1)法人事業税交付金
7		地方消費税交付金	119,502	6,722	126,224			
	1	地方消費税交付金	119,502	6,722	126,224			
	1	地方消費税交付金	119,502	6,722	126,224	1 地方消費税交付金	6,722	1 地方消費税交付金 3,316 (1)地方消費税交付金 (3,316) 2 地方消費税交付金(社会保障費分) 3,406 (1)地方消費税交付金(社会保障費分) (3,406)
8		自動車取得税交付金	0	30	30			
	1	自動車取得税交付金	0	30	30			
	1	自動車取得税交付金	0	30	30	1 自動車取得税交付金	30	1 自動車取得税交付金 (1)自動車取得税交付金
9		自動車税環境性能割交付金	5,790	1,580	7,370			
	1	自動車税環境性能割交付金	5,790	1,580	7,370			
	1	自動車税環境性能割交付金	5,790	1,580	7,370	1 自動車税環境性能割交付金	1,580	1 自動車税環境性能割交付金 (1)自動車税環境性能割交付金
10		地方特例交付金	3,410	1,960	5,370			

(一般会計)

(款) 10 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	1	地方特例交付金	3,410	1,960	5,370			
	1	地方特例交付金	3,410	1,960	5,370	1 地方特例交付金	1,960	1 地方特例交付金 (1)減収補てん特例交付金
11		地方交付税	4,057,825	275,906	4,333,731			
	1	地方交付税	4,057,825	275,906	4,333,731			
	1	地方交付税	4,057,825	275,906	4,333,731	1 地方交付税	275,906	1 特別交付税 (1)特別交付税
13		分担金及び負担金	29,602	1,887	31,489			
	1	分担金	1,307	1,887	3,194			
	1	農林水産業費分担金	1,138	1,887	3,025	1 農業費分担金	1,887	1 中山間地域総合整備事業分担金 (1)中山間地域総合整備事業分担金
14		使用料及び手数料	63,285	19	63,304			
	2	手数料	8,285	19	8,304			
	1	総務手数料	3,999	19	4,018	1 総務手数料	19	1 税務証明手数料 9 (1)税務証明手数料 (9) 2 督促手数料 △1 (1)督促手数料 (△1) 3 地籍成果閲覧等手数料 10 (1)地籍成果の閲覧及び交付手数料 (10) 4 自動車臨時運行許可申請手数料 1 (1)自動車臨時運行許可申請手数料 (1)
15		国庫支出金	811,139	△18,492	792,647			
	2	国庫補助金	541,435	△18,492	522,943			
	2	民生費国庫補助金	212,901	△18,400	194,501	1 民生費補助金	△18,400	1 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等） (1)子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る分）
	3	衛生費国庫補助金	9,956	△92	9,864	2 保健衛生費補助金	△92	1 保健衛生費補助金 (1)未熟児養育医療事業国庫補助金 未熟児養育医療国庫補助金減による減額
16		県支出金	1,084,241	18,779	1,103,020			
	2	県補助金	930,186	18,779	948,965			
	3	衛生費県補助金	599	△83	516	1 保健衛生費補助金	△83	1 未熟児養育医療事業補助金 △46 (1)未熟児養育医療事業県補助金 (△46) 未熟児養育医療事業県補助金減による減額 △46,000円 2 一般不妊治療事業費補助金 △37

(一般会計)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
								(1)一般不妊治療事業費補助金 (△37) 一般不妊治療事業費補助金減による減額 △37,000円
	4	農林水産業費県補助金	289,972	2,610	292,582	3 林業費補助金	2,610	1 鳥獣被害防止対策補助金 2,664 (1)鳥獣被害防止対策緊急捕獲等対策事業補助金 (3,071) (2)有害鳥獣捕獲活動支援事業県補助金 (△407) 2 有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金 △23 (1)有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金 (△23) 3 狩猟免許取得促進事業補助金 △31 (1)狩猟免許取得促進事業補助金 (△31)
	10	災害復旧費県補助金	526,925	16,252	543,177	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	16,252	1 農地・農業用施設災害復旧事業補助金 1,967 (1)過年発生農地・農業用施設災害復旧補助金 (1,967) 2 林道施設災害復旧事業補助金 14,285 (1)現年発生林道施設災害復旧事業補助金 (1,071) (2)過年発生林道施設災害復旧事業補助金 (13,214)
17		財産収入	50,269	△1,067	49,202			
	1	財産運用収入	37,017	133	37,150			
	1	利子及び配当金	571	133	704	1 利子及び配当金	133	1 株配当金 73 (1)株配当金 (73) 2 財政調整積立基金運用利子 △21 (1)財政調整積立基金運用利子 (△21) 3 減債基金運用利子 1 (1)減債基金運用利子 (1) 4 公共施設等整備基金運用利子 △4 (1)公共施設等整備基金運用利子 (△4) 5 産業等振興基金運用利子 49 (1)産業等振興基金運用利子 (49) 6 合併振興基金運用利子 22 (1)合併振興基金運用利子 (22) 7 地域福祉基金運用利子 6 (1)地域福祉基金運用利子 (6) 8 中山間ふるさと農村活性化基金運用利子 1 (1)中山間ふるさと農村活性化基金運用利子 (1) 9 土地開発基金運用利子 6 (1)土地開発基金運用利子 (6)
	2	財産売払収入	13,252	△1,200	12,052			

(一般会計)

(款) 17 財産収入
(項) 2 財産売却収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	2	物品売却収入	1,300	△1,200	100	1 物品売却収入	△1,200	1 物品売却収入 (1) 学校給食車売却収入
18		寄附金	547,103	△80,606	466,497			
	1	寄附金	547,103	△80,606	466,497			
	3	ふるさと寄付金(納税)	544,802	△80,606	464,196	1 ふるさと寄付金(納税)	△80,606	1 ふるさと寄付金(納税) (1) ふるさと応援寄付金(納税)
19		繰入金	297,863	8,127	305,990			
	2	基金繰入金	274,727	8,127	282,854			
	13	地域福祉基金繰入金	0	6,100	6,100	1 地域福祉基金繰入金	6,100	1 地域福祉基金繰入金 (1) 地域福祉基金繰入金
	15	森林環境譲与税基金繰入金	41,362	2,027	43,389	1 森林環境譲与税基金繰入金	2,027	1 森林環境譲与税基金繰入金 (1) 森林環境税基金繰入金
21		諸収入	66,626	△782	65,844			
	2	貸付金元利収入	20,061	△769	19,292			
	1	総務費貸付金元利収入	2,000	△2,000	0	1 総務費貸付金元利収入	△2,000	1 山村活性化対策事業実施資金貸付金元利収入 (1) 山村活性化対策事業実施資金貸付金元利収入
	4	商工費貸付金元利収入	10,061	1,231	11,292	2 観光振興資金貸付金元利収入	1,231	1 第三セクター振興資金貸付金元利収入 (1) 第三セクター振興資金貸付金元利収入
	5	雑入	45,273	△13	45,260			
	1	雑入	45,273	△13	45,260	1 雑入	△13	1 軽自動車標識弁償金 △1 (1) 軽自動車標識弁償金 (△1) 2 未熟児養育医療個人負担金 △12 (1) 未熟児養育医療個人負担金 (△12) 未熟児養育医療個人負担金減による減額 △12,000円
22		町債	517,351	△1,100	516,251			
	1	町債	517,351	△1,100	516,251			
	5	災害復旧事業債	24,000	△1,100	22,900	1 農林水産施設災害復旧債	△1,100	1 林業用施設災害復旧債 (1) 現年発生林業施設災害復旧債

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	総務費	1,374,017	△28,732	1,345,285	△76,048	47,316			
1	総務管理費	1,254,256	△28,732	1,225,524	△76,048	47,316			
2	財産管理費	156,740	0	156,740	その他 4,558	△4,558			
4	企画費	365,064	△28,732	336,332	その他 △80,606	51,874	7 報 償 費 10 需 用 費 11 役 務 費	△15,942 △390 △12,400	1 ふるさと納税推進 (1)ふるさと納税推進 ふるさと納税返礼品 印刷製本費 ふるさと納税決済手数料 ふるさと納税一括業務代行手数料
									△28,732 (△28,732) (△15,942) (△390) (△1,800) (△10,600)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	民生費	1,077,409	△19,381	1,058,028	△12,300	△7,081			
1	社会福祉費	745,914	△19,381	726,533	△12,300	△7,081			
1	社会福祉総務費	289,836	△19,381	270,455	国庫補助金 △18,400 その他 6,100	△7,081	18 負担金補助 及び交付金 19 扶 助 費	△981 △18,400	1 臨時特別給付金事業 子育て世帯等臨時特別給付金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） 2 社会福祉制度の充実 民生児童委員協議会補助金
									△18,400 (△18,400) △981 (△981)

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
4		衛生費	373,321	0	373,321	△187	187			
	1	保健衛生費	199,464	0	199,464	△187	187			
	2	予防費	80,036	0	80,036	国庫補助金 △92	187			
						県支出金 △83				
						その他 △12				

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
5		農林水産業費	1,030,033	△9,645	1,020,388	1,966	△11,611			
	1	農業費	569,613	0	569,613	1,887	△1,887			
	5	農地費	48,767	0	48,767	その他 1,887	△1,887			

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		林業費	459,138	△9,645	449,493	79	△9,724				
	1	林業総務費	29,246	0	29,246	その他 △88	88				
	2	林業振興費	187,077	△9,645	177,432	県支出金 2,610 その他 △2,443	△9,812				
								7	報 償 費	△30	1 森林整備事業(町単) △3,790 町単森林整備事業補助金 (△3,790)
								8	旅 費	△420	2 市町村森林経営計画事業 △1,098 森林所有者意向調査事前調査委託料 (△1,098)
								10	需 用 費	△85	3 特用林産振興事業(県単) △138 しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金 (△138)
								11	役 務 費	△297	4 特用林産振興事業(町単) △790 特用林産振興対策事業(共同選別利用) 補助金 (△100)
								12	委 託 料	△1,152	特用林産物振興対策事業(木炭原木供給事業) 補助金 (△590) 特用林産物振興対策事業(販売促進事業) 補助金 (△100)
								14	工事請負費	△244	5 作業路整備事業(町単) △434 町単山村整備作業路開設事業補助金 (△333)
								18	負担金補助 及び交付金	△7,417	町単林内作業路整備事業補助金 (△101) 6 県単森林路網ストック活用緊急整備事業(一般) △298 測量・設計委託料 (△54) 森林路網ストック活用緊急整備事業工事請負費 (△244)
											7 林業経営基盤強化事業(町単) △45 生産森林組合運営補助金 (△45)
											8 地域おこし活動費(林業振興) △552 普通旅費 (△170) 消耗品費(事業関係、その他) (△85) 資格取得等手数料 (△297)
											9 鳥獣被害対策事業(県単) △2,220 鳥獣被害防止総合対策広域協議会負担金 (△168) 町有害鳥獣対策協議会運営補助金 (△1,919) 狩猟免許取得促進補助金 (△133)
											10 林業振興一般経費 △280 就業希望者対応謝礼 (△30) 普通旅費 (△250)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 2 観光費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
6	2	商工費	319,341	△99	319,242		△99			
		観光費	179,447	△99	179,348		△99			
		1 観光振興費	179,447	△99	179,348		△99	12 委託料	△99	1 観光の振興 (1) 南郷地区観光施設管理運営費 漏水調査委託料

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
9	6	教育費	407,759	0	407,759	△1,200	1,200			
		社会教育費	144,002	0	144,002	△1,200	1,200			
		7 学校給食施設費	54,476	0	54,476	その他 △1,200	1,200			

(款) 10 災害復旧費
(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
10	1	災害復旧費	690,094	0	690,094	13,185	△13,185			
		農林水産業施設災害復旧費	631,750	0	631,750	13,185	△13,185			
		2 林業施設災害復旧費	621,172	0	621,172	県支出金 14,285 地方債 △1,100	△13,185			

(一般会計)

(款) 12 諸支出金
(項) 4 基金積立金

(単位：千円)

12	4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			諸支出金	1,382,671	288,940	1,671,611	△40,304	329,244			
	4		基金積立金	547,207	288,940	836,147	△40,304	329,244			
		1	基金積立金	547,207	288,940	836,147	その他 △40,304	329,244	24 積立金	288,940	1 一般会計基金積立金 329,244 財政調整基金積立金 (△271) 減債基金積立金 (△24) 公共施設等整備基金積立金 (321,709) 産業振興基金積立金 (△1) 合併振興基金積立金 (△178) 森林環境譲与税基金積立金 (△43) 入湯税管理基金積立金 (8,052) 2 ふるさと応援基金積立金 △40,304 ふるさと応援基金積立金 (△40,304)

(一般会計)

議案第 38 号

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年美郷町条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 議長、副議長及び委員長には、その選挙された日から、議員にはその職についての日から、それぞれ報酬を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 議長、副議長及び委員長には、その選挙された日から、議員にはその職についての日から、それぞれ報酬を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 報酬は、議長、副議長、委員長及び議員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律に定めがあるもののほか次に掲げるものについては、その相当額を報酬から控除することができる。</u></p> <p><u>(1) 議長、副議長、委員長及び議員が相互の福祉の増進、研修、親睦を図ることを主たる目的とする会の会費等</u></p> <p><u>(2) 福利厚生事業に係る購買代金</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月2日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

美郷町議会の議員の福利厚生に関する事務を能率的に行うため、この条例案を提案する。

議案第 39 号

美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 142 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p><u>団長 年額 200,000 円</u></p> <p><u>副団長 年額 160,000 円</u></p> <p><u>分団長 年額 140,000 円</u></p> <p><u>副分団長 年額 120,000 円</u></p> <p><u>部長 年額 96,000 円</u></p> <p><u>副部長 年額 30,000 円</u></p> <p><u>班長 年額 30,000 円</u></p> <p><u>団員 年額 29,000 円</u></p> <p>2 <u>新任及び退職又は死亡者については、月割計算により支給する。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の団員のうち、満 45 歳に達した日以降における最初の 4 月 1 日以降在籍する団員の報酬は、同項の規定にかかわらず年間 1 万円とする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 13 条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。</u></p> <p>(1) <u>水火災、捜索、救助の場合</u></p> <p><u>5 時間未満 1 回あたり 2,000 円</u></p> <p><u>5 時間以上 1 回あたり 5,000 円</u></p> <p>(2) <u>警戒の場合 1 回あたり 2,000 円</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 <u>団員の報酬は年額報酬及び出動報酬とし、その額は別表のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>新任及び退職又は死亡者の年額報酬については、月割計算により支給する。</u></p> <p>3 <u>満 45 歳に達した日以降における最初の 4 月 1 日以降在籍するその他の団員の年額報酬は、第 1 項の規定にかかわらず年間 1 万円とする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 13 条 <u>団員が公務のため旅行した場合の費用弁償の支給額及び支給方法については、職員等の旅費に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 53 号）の例による。</u></p>

(3) 訓練の場合 1回あたり 2,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合の費用弁償の支給額及び支給方法については、職員等の旅費に関する条例（平成18年美郷町条例第53号）の例による。

第14条～第16条 [略]

第14条～第16条 [略]

別表（第12条関係）

種別	区分	単位		金額
年額報酬	団長	年額		200,000円
	副団長			160,000円
	分団長			140,000円
	副分団長			120,000円
	部長			96,000円
	副部長			38,000円
	班長			38,000円
	その他の団員			36,000円
出動報酬	水火災、捜索、救助、警戒等	1人1回の出動	5時間未満	2,000円
			5時間以上	5,000円
			8時間未満	
			8時間以上	8,000円
	訓練、大会等	1人1回の出動		2,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月2日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

消防団員の出動に関する費用弁償を出動報酬に改正するとともに、消防団員の処遇改善を図るため、この条例案を提案する。

議案第40号

令和4年度美郷町一般会計補正予算(第1号)

令和4年度美郷町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225,371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,267,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法214条地の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月2日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		51,476	924	52,400
	1 分 担 金	2,480	924	3,404
15 国庫支出金		411,353	47,604	458,957
	1 国庫負担金	177,919	2,338	180,257
	2 国庫補助金	232,437	45,266	277,703
16 県支出金		524,906	86,890	611,796
	1 県負担金	128,880	1,169	130,049
	2 県補助金	359,686	85,721	445,407
18 寄 附 金		536,948	19,300	556,248
	1 寄 附 金	536,948	19,300	556,248
19 繰 入 金		1,155,127	27,453	1,182,580
	2 基金繰入金	1,146,808	27,453	1,174,261
21 諸 収 入		53,749	4,500	58,249
	5 雑 入	32,434	4,500	36,934
22 町 債		616,800	38,700	655,500
	1 町 債	616,800	38,700	655,500
歳 入 合 計		8,042,051	225,371	8,267,422

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		67,856	240	68,096
	1 議会費	67,856	240	68,096
2 総務費		1,452,737	25,077	1,477,814
	1 総務管理費	1,300,843	14,061	1,314,904
	2 徴 税 費	74,948	10,555	85,503
	3 戸籍住民登録費	43,415	461	43,876
	4 選 挙 費	31,801	0	31,801
3 民生費		943,644	9,932	953,576
	1 社会福祉費	636,210	9,252	645,462
	2 児童福祉費	306,559	680	307,239
4 衛生費		346,830	1,750	348,580
	1 保健衛生費	164,912	1,750	166,662
5 農林水産業費		979,584	776	980,360
	1 農 業 費	444,139	△8,546	435,593
	2 林 業 費	533,151	9,322	542,473
6 商工費		258,914	5,995	264,909
	1 商工費	60,600	5,000	65,600
	2 観 光 費	174,455	995	175,450
7 土木費		773,244	32,172	805,416
	1 土木管理費	93,723	2,075	95,798
	2 道路橋梁費	408,471	29,800	438,271
	3 住 宅 費	245,514	297	245,811
8 消防費		294,172	4,761	298,933
	1 消 防 費	294,172	4,761	298,933
9 教育費		481,881	5,560	487,441
	1 教育総務費	213,739	2,113	215,852
	3 中学校費	10,978	300	11,278
	5 幼稚園費	59,301	90	59,391
	6 社会教育費	159,544	3,057	162,601
10 災害復旧費		125,728	132,000	257,728
	1 農林水産業施設災害復旧費	117,075	132,000	249,075
12 諸支出金		1,212,595	7,108	1,219,703
	1 特別会計繰出金	589,025	7,108	596,133
歳 出	合 計	8,042,051	225,371	8,267,422

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
IPボイスゲートウェイリース(再構築)	令和4年度から令和9年度まで	千円 12,936

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	千円 28,500	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。	千円 28,500	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。
災害復旧事業債	28,000	同上	同上	同上	64,400	同上	同上	同上
臨時財政対策債	120,000	同上	同上	同上	120,000	同上	同上	同上
過疎対策事業債	309,100	同上	同上	同上	312,800	同上	同上	同上
辺地対策事業債	28,900	同上	同上	同上	27,500	同上	同上	同上
合併特例事業債	102,300	同上	同上	同上	102,300	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債	0	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
合計	616,800				655,500			

令和 4 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	51,476	924	52,400
15 国庫支出金	411,353	47,604	458,957
16 県支出金	524,906	86,890	611,796
18 寄附金	536,948	19,300	556,248
19 繰入金	1,155,127	27,453	1,182,580
21 諸収入	53,749	4,500	58,249
22 町債	616,800	38,700	655,500
歳入合計	8,042,051	225,371	8,267,422

入 歳

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
13		分担金及び負担金	51,476	924	52,400			
	1	分 担 金	2,480	924	3,404			
	1	農林水産業費分担金	2,419	924	3,343	1 農業費分担金	924	1 中山間地域総合整備事業分担金 (1)中山間地域総合整備事業分担金
15		国庫支出金	411,353	47,604	458,957			
	1	国庫負担金	177,919	2,338	180,257			
	1	民生費国庫負担金	171,599	2,338	173,937	2 児童福祉費負担金 9 未就学児均等割保険税負担金	2,088 250	1 子育てのための施設等利用給付交付金 (1)子育てのための施設等利用給付交付金 1 未就学児均等割保険税負担金 (1)未就学児均等割保険税負担金
	2	国庫補助金	232,437	45,266	277,703			
	1	総務費国庫補助金	7,282	23,738	31,020	1 総務費補助金	23,738	1 地方創生推進交付金 (1)地方創生推進交付金
	2	民生費国庫補助金	20,997	2,621	23,618	1 民生費補助金	2,621	1 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 250 (1)子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 (250) 2 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業交付金 2,140 (1)保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業交付金 (2,140) 3 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業交付金 231 (1)放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業交付金 (231)
	5	土木費国庫補助金	182,319	17,955	200,274	1 道路橋梁費補助金	17,955	1 防災・安全交付金 (1)防災・安全交付金(道路)
	6	教育費国庫補助金	50	952	1,002	1 教育補助金	952	1 公立学校情報機器整備費補助金 (1)公立学校情報機器整備費補助金(GIGAスクールサポート配置促進事業)
16		県支出金	524,906	86,890	611,796			
	1	県負担金	128,880	1,169	130,049			
	1	民生費県負担金	128,430	1,169	129,599	2 児童福祉費負担金 15 未就学児均等割保険税負担金	1,044 125	1 子育てのための施設等利用給付費県費負担金 (1)子育てのための施設等利用給付費県費負担金 1 未就学児均等割保険税負担金 (1)未就学児均等割保険税負担金
	2	県補助金	359,686	85,721	445,407			

(一般会計)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
						区分	金額				
		4	農林水産業費県補助金	235,877	1,162	237,039	1	農業費補助金	1,162	1 農業振興費補助金 (1) 中山間地域等直接支払交付金 (2) 多面的機能支払交付金 2 県単簡易基盤整備加速化事業補助金 (1) 県単簡易基盤整備加速化事業補助金	12 (10) (2) 1,150 (1,150)
		5	電源立地地域対策交付金	14,095	59	14,154	1	電源立地地域対策交付金	59	1 電源立地地域対策交付金 (1) 電源立地地域対策交付金	
		10	災害復旧費県補助金	65,000	84,500	149,500	1	農林水産業施設災害復旧費補助金	84,500	1 林道施設災害復旧事業補助金 (1) 過年発生林道施設災害復旧事業補助金	
18			寄附金	536,948	19,300	556,248					
	1		寄附金	536,948	19,300	556,248					
	3		ふるさと寄付金(納税)	534,947	19,300	554,247	1	ふるさと寄付金(納税)	19,300	1 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) (1) 企業版ふるさと寄付金(農林課)	
19			繰入金	1,155,127	27,453	1,182,580					
	2		基金繰入金	1,146,808	27,453	1,174,261					
	1		財政調整基金繰入金	1,044,712	33,453	1,078,165	1	財政調整基金繰入金	33,453	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金	
	14		合併市町村振興基金繰入金	46,834	△6,000	40,834	1	合併市町村振興基金繰入金	△6,000	1 合併市町村振興基金繰入金 (1) 合併市町村振興基金繰入金	
21			諸収入	53,749	4,500	58,249					
	5		雑収入	32,434	4,500	36,934					
	1		雑収入	32,434	4,500	36,934	1	雑収入	4,500	1 コミュニティ助成事業助成金 (1) コミュニティ助成事業助成金 (2) コミュニティ助成事業助成金	4,500 (2,500) (2,000)
22			町債	616,800	38,700	655,500					
	1		町債	616,800	38,700	655,500					
	5		災害復旧事業債	28,000	36,400	64,400	1	農林水産施設災害復旧債	36,400	1 林業用施設災害復旧債 (1) 過年発生林業施設災害復旧債	
	20		過疎対策事業債	309,100	3,700	312,800	2	町道整備事業債	3,700	1 町道整備事業債 (1) 防災・安全交付金債(通学路対策)	

(一般会計)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	21	辺地対策事業債	28,900	△1,400	27,500	1	町道整備事業債	△1,400	1 町道整備事業債 (1)防災・安全交付金債 (道路環境の整備 辺地町道)

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位：千円)

1	1	議 会 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		議 会 費	67,856	240	68,096		240				
	1	議 会 費	67,856	240	68,096		240				
		1 議 会 費	67,856	240	68,096		240	3 職員手当等	240	1 一般職員人件費(議会) 扶養手当 児童手当	240 (120) (120)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		総 務 費	1,452,737	25,077	1,477,814	20,335	4,742			
		総務管理費	1,300,843	14,061	1,314,904	20,335	△6,274			
	1	一般管理費	577,873	△16,175	561,698	県支出金	△16,272			
						97		2 給 料	△6,925	1 総務一般経費 146 複合機借上料 (146)
								3 職員手当等	△4,943	2 北郷支所一般経費 6 普通旅費 (6)
								4 共 済 費	△4,459	3 一般・特別職員人件費(総務) △20,319 給料 (△10,000)
								8 旅 費	6	扶養手当 (474) 住居手当 (120)
								13 使用料及び 賃借料	146	通勤手当 (300) 期末手当 (△5,000) 勤勉手当 (△1,500) 児童手当 (200) 時間外勤務手当 (87) 縣市町村職員共済組合負担金 (△5,000)
										4 再任用職員人件費 (一般管理費) 3,992 給料 (3,075) 通勤手当 (4) 期末手当 (253) 勤勉手当 (119) 再任用職員社会保険料負担金 (541)
	2	財産管理費	80,293	638	80,931		638			
								10 需 用 費	288	1 本所庁舎維持改修費 147 修繕費 (施設管理) (147)
								14 工事請負費	350	2 北郷庁舎維持改修費 444 修繕費 (施設管理) (94) 北郷支所改修工事請負費 (350)
										3 その他財産管理費 (南郷地域課) 21 公共施設維持管理消耗品 (21)
										4 庁用車管理購入費 (南郷地域課) 26 修繕費 (公用車管理) (26)
	4	企 画 費	444,269	21,040	465,309	国庫補助金	802			
						23,738		8 旅 費	957	1 地区別定住戦略実践事業 18,540

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
				その他 △3,500		10 需 用 費	70	地区別定住戦略策定団体費用弁償 (897)
						13 使用料及び 賃借料	113	普通旅費 (60)
						18 負担金補助 及び交付金	19,900	消耗品費 (事業関係、その他) (50)
								燃料費 (20)
								レンタカー借上料 (113)
								地区別定住戦略事業 (実践事業補助金) (17,400)
								2 企画一般経費 2,500
								コミュニティ助成事業補助金 (2,500)
5	122,223	5,557	127,780		5,557			
						12 委 託 料	2,013	1 その他電算管理費 5,557
						13 使用料及び 賃借料	3,544	I P電話コールマネージャー機器保守委託料 (99)
								財務会計保守委託料 (1,914)
								財務会計システムリース料 (△1,914)
								I P電話コールマネージャーリース料 (216)
								クラウドサービス利用料 (5,242)
6	53,527	3,001	56,528		3,001			
						17 備品購入費	3,001	1 ケーブルテレビ運営費 3,001
								C A T V 備品購入費 (3,001)
2	74,948	10,555	85,503		10,555			
1	48,994	10,555	59,549		10,555			
						2 給 料	7,197	1 一般職員人件費(税務総務) 7,521
								給料 (5,000)
						3 職員手当等	1,053	扶養手当 (400)
								通勤手当 (150)
						4 共 済 費	2,305	期末手当 (100)
								勤勉手当 (100)
								児童手当 (△250)
								時間外勤務手当 (121)
								縣市町村職員共済組合負担金 (1,900)
								2 再任用職員人件費 (税務総務) 3,034
								給料 (2,197)
								通勤手当 (16)
								期末手当 (297)
								勤勉手当 (119)
								再任用職員社会保険料負担金 (405)

(一般会計)

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3	戸籍住民登録費	43,415	461	43,876		461			
	1	戸籍住民登録費	43,415	461	43,876		461	2 給料	200	1 窓口業務システム管理運営費 111 マイナポータル設定支援端末回線使用料 (59)
								3 職員手当等	150	マイナポータル設定支援端末購入費 (52)
								11 役務費	59	2 一般職員人件費(戸籍住民登録) 給料 (200)
								17 備品購入費	52	通勤手当 (50) 期末手当 (50) 勤勉手当 (50)
	4	選挙費	31,801	0	31,801					
	2	参議院議員選挙費	15,431	0	15,431			1 報酬	92	1 参議院議員選挙費 期日前投票管理者報酬 (34)
								3 職員手当等	△110	期日前投票立会人報酬 (58)
								10 需用費	18	投開票事務従事者時間外勤務手当 (△110) 食糧費 (18)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3	1	民生費	943,644	9,932	953,576	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		民生費	943,644	9,932	953,576	5,503	4,429				
	1	社会福祉費	636,210	9,252	645,462		9,252				
	1	社会福祉総務費	191,096	9,252	200,348		9,252				
								2 給 料	1,200	1 福祉団体の支援 異世代交流拠点創設事業委託料	3,811 (3,811)
								3 職員手当等	610	2 社会福祉一般経費(町民生活) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金過年度返還金	3,631 (3,631)
								12 委 託 料	3,811	3 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料	1,810 (1,200)
								22 償還金利子及び割引料	3,631	扶養手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 時間外勤務手当	(△200) (500) (500) (△200) (10)
	2	児童福祉費	306,559	680	307,239	5,503	△4,823				
	1	児童福祉総務費	96,160	△5,639	90,521	国庫補助金 231	△5,870				
								2 給 料	△4,000	1 子育て世帯臨時給付金事業 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金過年度返還金	77 (77)
								3 職員手当等	△1,450	2 放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業委託料	934 (231)
								4 共 済 費	△1,200	放課後児童健全育成事業国庫補助金過年度分返還金 放課後児童健全育成事業県交付金過年度分返還金	(351) (352)
								12 委 託 料	231	3 一般職員人件費(児童福祉総務) 給料	△6,650 (△4,000)
								22 償還金利子及び割引料	780	住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 縣市町村職員共済組合負担金	(△100) (△50) (△800) (△500) (△1,200)
	2	児童福祉施設費	210,399	6,319	216,718	国庫補助金 4,228 県支出金 1,044	1,047				
								12 委 託 料	2,141	1 児童福祉施設管理運営費 美郷町立保育所運営事業委託料	6,319 (2,141)
								19 扶 助 費	4,176	施設等利用給付交付金 国庫負担金過年度分返還金	(4,176) (2)
								22 償還金利子及び割引料	2		

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区分	金額			
		衛生費	346,830	1,750	348,580		1,750					
	1	保健衛生費	164,912	1,750	166,662		1,750					
	1	保健衛生総務費	62,092	920	63,012		920					
								2	給料	500	1 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料	920 (500)
								3	職員手当等	410	扶養手当	(60)
											期末手当	(150)
								4	共済費	10	勤勉手当	(100)
											児童手当	(100)
											縣市町村職員共済組合負担金	(10)
	4	水道費	8,963	830	9,793		830					
								18	負担金補助及び交付金	830	1 水道施設管理費 水道施設整備補助金	830 (830)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		農林水産業費	979,584	776	980,360	27,802	△27,026				
		農業費	444,139	△8,546	435,593	8,502	△17,048				
	1	農業委員会費	10,415	0	10,415	県支出金 6,390 その他 26	△6,416				
	2	農業総務費	52,048	△2,190	49,858		△2,190	2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費	△2,000 310 △500	1 一般職員人件費(農業総務) 給料 住居手当 児童手当 縣市町村職員共済組合負担金	△2,190 (△2,000) (110) (200) (△500)
	3	農業振興費	201,477	17	201,494	県支出金 12	5	18 負担金補助 及び交付金	17	1 中山間地域直接支払 中山間地域直接支払交付金 2 多面的機能支払交付金事業 多面的機能支払交付金	14 (14) 3 (3)
	5	農地費	78,732	2,300	81,032	県支出金 1,150 その他 924	226	12 委 託 料	2,300	1 農業用施設整備費(県単) 県単簡易基盤整備加速化事業計画策定委託料	2,300 (2,300)
	6	地籍調査費	47,593	△8,673	38,920		△8,673	2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費	△6,000 △1,673 △1,000	1 一般職員人件費(地籍事業) 給料 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 時間外勤務手当 縣市町村職員共済組合負担金	△8,673 (△6,000) (△150) (△150) (△700) (△500) (△100) (△73) (△1,000)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金	額
2		林業費	533,151	9,322	542,473	19,300	△9,978					
	1	林業総務費	28,749	7,546	36,295		7,546					
								2	給料	4,500	1 一般職員人件費(林業総務) 給料	7,546 (4,500)
								3	職員手当等	2,146	通勤手当 期末手当	(160) (970)
								4	共済費	900	勤勉手当 児童手当 時間外勤務手当 縣市町村職員共済組合負担金	(750) (200) (66) (900)
	2	林業振興費	219,895	1,776	221,671	その他 19,300	△17,524					
								8	旅費	33	1 作業路維持管理事業 費用弁償(会計年度職員通勤手当)	33 (33)
								10	需用費	50	2 林業生産組織(担い手)育成強化(町単) 町単林業資格取得支援事業補助金	520 (520)
								11	役務費	1,173	3 森林公益的機能増進事業(町単) 消耗品費(事務用品)	1,214 (50)
								18	負担金補助 及び交付金	520	切手代 4 林業施設管理費 インターネット回線料	(1,164) 9 (9)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		商工費	258,914	5,995	264,909		5,995			
	1	商工費	60,600	5,000	65,600		5,000			
	1	商工振興費	60,600	5,000	65,600		5,000			
								18 負担金補助 及び交付金	5,000	1 商工業振興事業 新型コロナウイルス感染症対策商工業サポート事業補助金 (5,000) 5,000
	2	観光費	174,455	995	175,450		995			
	1	観光振興費	174,455	995	175,450		995			
								10 需用費	522	1 西の正倉院・百済の館管理運営費 消耗品費（施設管理） 60 (60)
								14 工事請負費	473	2 南郷地区観光施設管理運営費 消耗品費（施設管理） 935 (194) 南郷地区観光施設改修工事請負費 (741)
										3 北郷地区観光施設管理運営費 修繕費（施設管理） (268) 観光施設工事請負費 (△268)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
7	1	土木費	773,244	32,172	805,416	20,255	11,917				
		土木管理費	93,723	2,075	95,798		2,075				
		1 土木総務費	93,584	2,075	95,659		2,075				
								2 給 料	△5,000	1 一般職員人件費(土木総務) 給料	2,012 (△5,000)
								3 職員手当等	△3,088	通勤手当 期末手当	(20) (△1,500)
								4 共 済 費	10,100	勤勉手当 児童手当	(△1,200) (△300)
								10 需 用 費	20	時間外勤務手当 縣市町村職員共済組合負担金	(△108) (10,100)
							11 役 務 費	43	2 庁用車管理購入費(土木総務費) 修繕費(公用車管理) 車検代行手数料	63 (20) (43)	
2		道路橋梁費	408,471	29,800	438,271	20,255	9,545				
	2	道路新設改良費	309,300	29,800	339,100	国庫補助金 17,955 地方債 2,300	9,545				
								12 委 託 料	400	1 防災・安全交付金事業(道路環境の整備)町道 防災・安全交付金(道路環境整備)工事請負費	△3,700 (△3,700)
								14 工事請負費	21,500	2 防災・安全交付金事業(通学路対策)町道 防災・安全交付金(通学路対策)測量設計委託料	12,000 (400)
								16 公有財産購入費	700	防災・安全交付金(通学路対策)工事請負費 防災・安全交付金(通学路対策)用地取得費	(3,700) (700)
								21 補償補填及び賠償金	7,200	3 防災・安全交付金事業(老朽化対策)町道 防災・安全交付金(老朽化対策)工事請負費	(7,200) 21,500 (21,500)
3		住宅費	245,514	297	245,811		297				
	1	公営住宅管理費	169,466	297	169,763		297				
								14 工事請負費	297	1 公営住宅改築改修費 公営住宅営繕工事費	297 (297)

(一般会計)

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

8	1	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		消 防 費	294,172	4,761	298,933	2,000	2,761			
	1	消 防 費	294,172	4,761	298,933	2,000	2,761			
	1	非常備消防費	220,669	4,761	225,430	その他 2,000	2,761			
								1 報 酬	2,398	1 地域防災強化事業 国民保護協議会委員報酬 (44)
								3 職員手当等	350	国民保護協議会委員費用弁償 (13)
								8 旅 費	13	コミュニティ助成事業補助金 (2,000)
								18 負担金補助及び交付金	2,000	2 消防団活動費 消防団員報酬 (2,354)
										3 一般職員人件費(消防) 扶養手当 (200)
										通勤手当 (△150)
										児童手当 (300)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		教育費	481,881	5,560	487,441	952	4,608			
	1	教育総務費	213,739	2,113	215,852	952	1,161			
	2	事務局費	180,008	2,113	182,121	国庫補助金 952	1,161			
								3 職員手当等	413	1 一般特別職員人件費(教育委員会) 扶養手当 2,113 (120)
								4 共 済 費	1,700	住居手当 (100) 児童手当 (120) 時間外勤務手当 (73) 縣市町村職員共済組合負担金 (1,700)
	3	中学校費	10,978	300	11,278		300			
	1	中学校管理費	10,652	300	10,952		300			
								14 工事請負費	300	1 中学校管理費 学校施設営繕工事請負費 300 (300)
	5	幼稚園費	59,301	90	59,391		90			
	1	幼稚園費	59,301	90	59,391		90			
								3 職員手当等	70	1 幼稚園教員人件費 通勤手当 90 (70)
								4 共 済 費	20	縣市町村職員共済組合負担金 (20)
	6	社会教育費	159,544	3,057	162,601		3,057			
	1	社会教育総務費	42,895	2,283	45,178		2,283			
								2 給 料	800	1 社会教育一般経費 成人式記念品代 360 (360)
								3 職員手当等	743	2 一般職員人件費(社会教育) 給料 1,923 (800)
								4 共 済 費	380	扶養手当 (180) 住居手当 (150)
								7 報 償 費	360	期末手当 (220) 勤勉手当 (180) 時間外勤務手当 (13) 縣市町村職員共済組合負担金 (380)
	7	学校給食施設費	57,612	774	58,386		774			
								17 備品購入費	774	1 美郷町給食施設運営管理費 学校給食備品購入費 774 (774)

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

10	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
			災害復旧費	125,728	132,000	257,728	120,900	11,100				
	1		農林水産業施設災害復旧費	117,075	132,000	249,075	120,900	11,100				
		2	林業施設災害復旧費	109,327	132,000	241,327	県支出金 84,500 地方債 36,400	11,100	12 委 託 料 14 工事請負費	2,000 130,000	1 林業施設災害復旧事業(補助) 過年発生林道施設災害復旧工事費 2 林業施設災害復旧事業(単独) 林道災害測量設計委託料	130,000 (130,000) 2,000 (2,000)

(一般会計)

(款) 12 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

(単位：千円)

12	1	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		諸支出金	1,212,595	7,108	1,219,703	434	6,674			
	1	特別会計繰出金	589,025	7,108	596,133	434	6,674			
	1	特別会計繰出金	589,025	7,108	596,133	国庫補助金 250	6,674			
					県支出金 184			27 繰 出 金	7,108	1 国民健康保険診療所事業特別会計繰出金 診療所事業特別会計繰出金(北郷診療所運営) 606 2 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費) (606) 国民健康保険事業特別会計繰出金(未就学児均等割) 502 3 農業集落排水事業特別会計繰出金 (2) 国民健康保険事業特別会計繰出金(未就学児均等割) (500) 農業集落排水事業特別会計繰出金 6,000 農業集落排水事業特別会計繰出金(法定外) (6,000)

(一般会計)

議案第 4 1 号

令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 9 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 0 9, 0 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		138,130	2,484	140,614
	1 国民健康保険税	138,130	2,484	140,614
10 繰入金		83,159	502	83,661
	1 他会計繰入金	83,159	502	83,661
歳入合計		1,006,026	2,986	1,009,012

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		18,018	2	18,020
	1 総務管理費	17,135	2	17,137
7 基金積立金		15,491	2,984	18,475
	1 基金積立金	15,491	2,984	18,475
歳 出 合 計		1,006,026	2,986	1,009,012

令和 4 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歲 入

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

1	1	国民健康保険税	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		国民健康保険税	138,130	2,484	140,614			
	1	国民健康保険税	138,130	2,484	140,614			
	1	一般被保険者国民健康保険税	138,130	2,484	140,614	1 医療給付費分現年課税分	1,454	1 医療給付費分現年課税分 (1) 医療給付費分現年課税分
						2 後期高齢者支援金分現年課税分	535	1 後期高齢者支援金分現年課税分 (1) 後期高齢者支援金分現年課税分
						3 介護納付金分現年課税分	495	1 介護納付金分現年課税分 (1) 介護納付金分現年課税分
10		繰入金	83,159	502	83,661			
	1	他会計繰入金	83,159	502	83,661			
	1	一般会計繰入金	83,159	502	83,661	3 職員給与費等繰入金	2	1 職員給与費等繰入金 (1) 職員給与費等繰入金
						7 未就学児均等割保険税繰入金	500	1 未就学児均等割保険税繰入金 (1) 未就学児均等割保険税繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
			総務費	18,018	2	18,020	2					
	1		総務管理費	17,135	2	17,137	2					
		1	一般管理費	16,246	2	16,248	その他					
							2		18 負担金補助及び交付金	2	1 一般管理費 オンライン資格確認等運営負担金	2 (2)
7			基金積立金	15,491	2,984	18,475		2,984				
	1		基金積立金	15,491	2,984	18,475		2,984				
		1	基金積立金	15,491	2,984	18,475		2,984				
									24 積立金	2,984	1 国民健康保険準備積立基金積立金 国民健康保険準備積立基金積立金	2,984 (2,984)

(国民健康保険事業特別会計)

議案第42号

令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和4年6月2日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳出予算補正

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		118,566	△5,261	113,305
	1 簡易水道費	118,566	△5,261	113,305
4 予備費		3,000	5,261	8,261
	1 予備費	3,000	5,261	8,261
歳出合計		175,740	0	175,740

令和 4 年度

美郷町簡易水道事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歲 出

3 歳 出

(款) 1 簡易水道費
(項) 1 簡易水道費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1								
1	簡易水道費	118,566	△5,261	113,305		△5,261		
1	簡易水道費	118,566	△5,261	113,305		△5,261		
1	簡易水道総務費	19,993	△3,300	16,693		△3,300		
						11 役 務 費	△3,300	1 簡易水道一般経費 水道水質検査料 △3,300 (△3,300)
2	簡易水道財産管理費	98,573	△1,961	96,612		△1,961		
						10 需 用 費	1,602	1 簡易水道施設維持管理費 修繕費（施設管理） △4,348 (1,602)
						12 委 託 料	△5,950	水道施設毎日点検業務委託料 浄水場ろ過砂洗浄業務委託料 (△4,000) (△1,950)
						14 工事請負費	2,387	2 簡易水道施設整備改修費 簡易水道施設整備工事 2,387 (2,387)

(簡易水道事業特別会計)

(款) 4 予備費
(項) 1 予備費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4								
1	予備費	3,000	5,261	8,261		5,261		
1	予備費	3,000	5,261	8,261		5,261		
1	予備費	3,000	5,261	8,261		5,261		
						29 予 備 費	5,261	1 予備費(簡易水道) 予備費 5,261 (5,261)

(簡易水道事業特別会計)

議案第43号

令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		50,345	6,000	56,345
	1 他会計繰入金	50,345	6,000	56,345
歳入	合計	109,951	6,000	115,951

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 衛生費		54,620	6,000	60,620
	1 清掃費	54,620	6,000	60,620
歳出	合計	109,951	6,000	115,951

令和 4 年度

美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歲 入

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

5	1	繰入金	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		繰入金	50,345	6,000	56,345			
	1	他会計繰入金	50,345	6,000	56,345			
	1	一般会計繰入金	50,345	6,000	56,345	1 一般会計繰入金	6,000	1 一般会計繰入金 (1)一般会計繰入金

(農業集落排水事業特別会計)

歲 出

議案第 4 4 号

令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 6 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 7, 7 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		129,065	606	129,671
	1 他会計繰入金	129,065	606	129,671
歳入合計		197,105	606	197,711

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		145,748	606	146,354
	1 総務管理費	145,064	606	145,670
歳 出 合 計		197,105	606	197,711

令和 4 年度

美郷町国民健康保険診療所事業特別会計

事 項 別 明 細 書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	145,748	606	146,354
歳出合計	197,105	606	197,711

歳 入

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

6	1	繰入金	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		繰入金	129,065	606	129,671			
	1	他会計繰入金	129,065	606	129,671			
	1	一般会計繰入金	94,360	606	94,966	1 診療所運営 費繰入金	606	1 診療所運営費繰入金 (1) 診療所運営費繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総 務 費	145,748	606	146,354		606			
			総務管理費	145,064	606	145,670		606			
			一般管理費	145,064	606	145,670		606			
									1 報 酬	445	1 一般職員等 person 費 (診療所) 130 扶養手当 (80)
									3 職員手当等	130	時間外勤務手当 (50)
									8 旅 費	31	2 会計年度任用職員 person 費 (北郷診療所) 476 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (293) 時間外勤務報酬 (パートタイム会計年度職員) (119) 特殊勤務報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (33) 費用弁償 (会計年度職員通勤手当) (31)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

令和04年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業収益			724,082	800	724,882	
	1. 医業収益		473,770	800	474,570	
		1. 入院収益	211,116	378	211,494	
		2. 外来収益	235,224	422	235,646	

令和04年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
 収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業費用			724,082	800	724,882	
	1. 医業費用		696,762	800	697,562	
		3. 経費		101,956	800	102,756

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 病院事業収益			724,082	800	724,882			0
	1. 医業収益		473,770	800	474,570			0
		1. 入院収益	211,116	378	211,494			0
						入院収益	378	入院収益の増額
		2. 外来収益	235,224	422	235,646			0
						外来収益	422	外来収益の増額
【合 計】			724,082	800	724,882			

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業費用			724,082	800	724,882			0
	1. 医業費用		696,762	800	697,562			0
		3. 経費	101,956	800	102,756			0
						委託料	800	医療機能再編支援業務 800
【合 計】			724,082	800	724,882			

工事請負契約の変更について

令和3年6月4日議案第48号をもって議決を得た、令和3年度 地すべり災(令和2年災) 奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

美郷町長 田中 秀俊

記

1. 契約の目的 令和3年度 地すべり災(令和2年災)
奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事
2. 契約変更の理由 設計変更のため
3. 契約変更の内容

現在の契約金額	225,500,000 円
今回の変更金額	17,363,249 円
変更後の契約金額	242,863,249 円
4. 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優

提案理由

令和3年度 地すべり災(令和2年災) 奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。



工事請負変更仮契約書

工 事 名 令和3年度 地すべり災 (令和2年災) 奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事

工 事 場 所 東臼杵郡 美郷町西郷田代地内

工 期 自 令和 3 年 6 月 4 日
至 令和 4 年 8 月 31 日

請 負 代 金	増 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	減 額		¥	1	7	3	6	3	2	4	9

〔 うち取引に 係る消費税額 〕	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	5	7	8	4	7	7

参考資料

資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法 (昭和22年法律67号) 第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 3 年 6 月 4 日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 5 月 23 日

発注者 美郷町 美郷町長 田中秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優 印



工 期 変 更 協 議 書

工 事 名	令和3年度 地すべり災 (令和2年災) 奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡 美郷町西郷田代地内
工 期	自 令和 3 年 6 月 4 日 至 令和 4 年 3 月 31 日
変 更 の 理 由	水抜きボーリングにおいて、アンカー施工完了後に既設水抜きボーリングが閉塞し、施工本数の変更により日数を要した為。

上記工事の工期終期を令和4年8月31日までに変更したいので協議します。

令和 4 年 3 月 29 日

(発注者又は請負者)

株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 格

印

(請負者又は発注者)

美郷町長 田中 秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 4 年 3 月 29 日

(請負者又は発注者)

美郷町長 田中 秀俊 殿

印

(発注者又は請負者)

株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 格 殿





工事請負仮契約書

工事名 令和3年度 地すべり災 (令和2年災)
奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事

工事場所 東臼杵郡 美郷町西郷田代地内

工期 自 令和 3 年 6 月 4 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

請負代金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	十	円
¥	2	2	5	5	0	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

+	千	百	+	万	千	百	+	十	円
¥	2	0	5	0	0	0	0	0	0

契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	十	円
¥	2	2	5	5	0	0	0	0	0	

資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 吉田建設産業 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和 3 年 6 月 4 日 (議案第 48 号 議決)

令和 3 年 5 月 25 日

美郷町

発注者 美郷町長 田中秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 格

印

議案第 48 号

工事請負契約の締結について

令和3年5月25日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月3日提出

美郷町長 田中秀俊

記

- 1 契約の目的 令和3年度 地すべり災(令和2年災)
奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 225,500,000円
(うち取引に係る消費税額 20,500,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 格

提案理由

令和3年度 地すべり災(令和2年災)奥地林道 石峠線 林道施設災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。

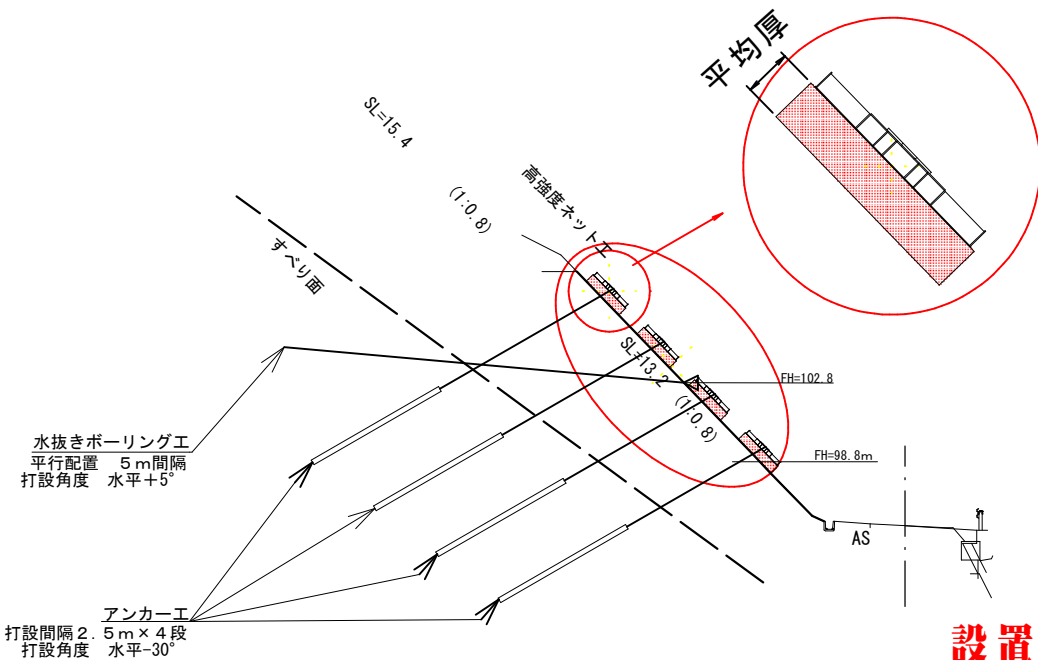
令和3年6月4日原案可決
美郷町議会議長 那須富重



受圧板計測状況



参考資料



設置面の地山状況

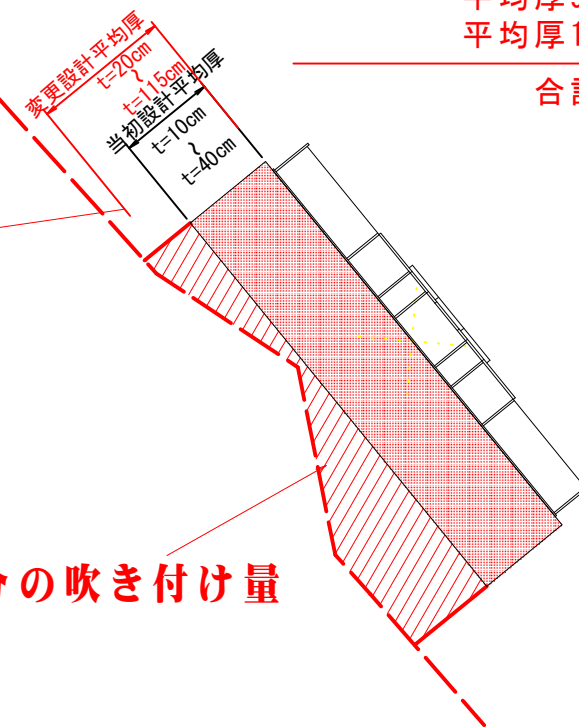


設置面の地山状況

当初設計	平均厚10cm	N=66基
	平均厚40cm	N=48基
	合計	N=114基

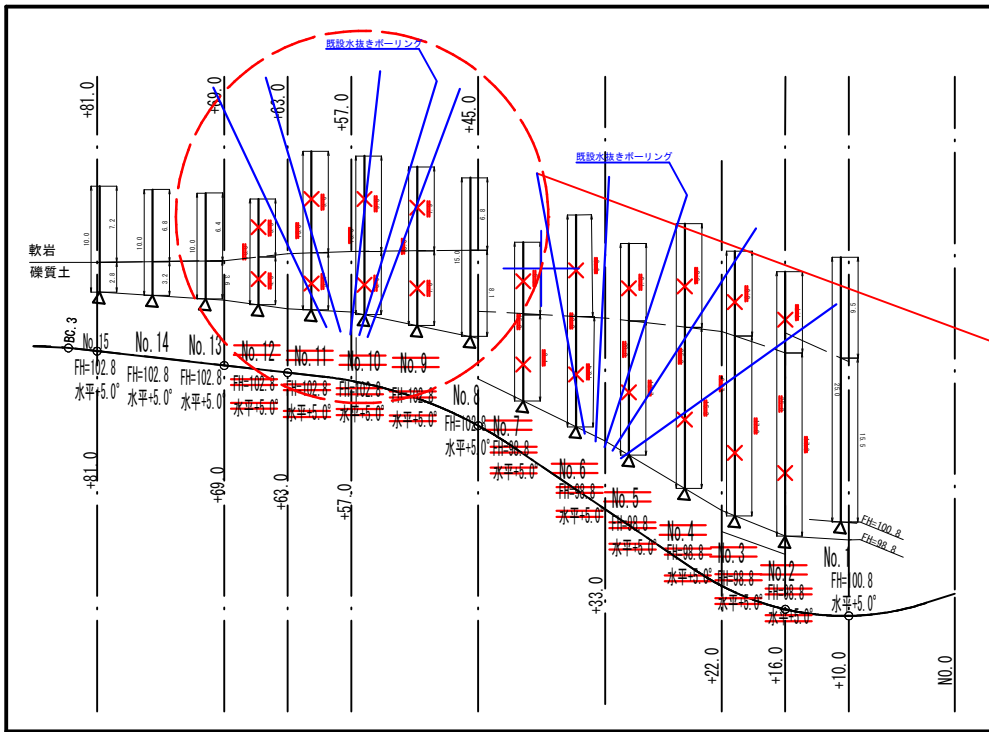
変更設計	平均厚15cm	N=2基
	平均厚20cm	N=4基
	平均厚25cm	N=22基
	平均厚30cm	N=18基
	平均厚35cm	N=13基
	平均厚40cm	N=23基
	平均厚45cm	N=9基
	平均厚50cm	N=6基
	平均厚55cm	N=7基
	平均厚60cm	N=1基
	平均厚65cm	N=3基
	平均厚70cm	N=2基
	平均厚75cm	N=2基
	平均厚95cm	N=1基
	平均厚105cm	N=1基

合計 N=114基



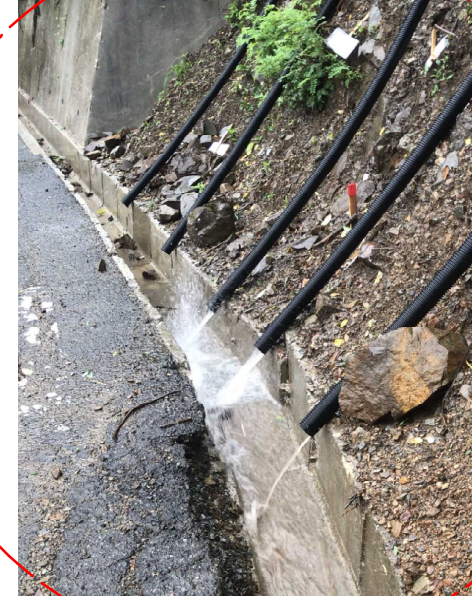
増額分の吹き付け量

参考資料

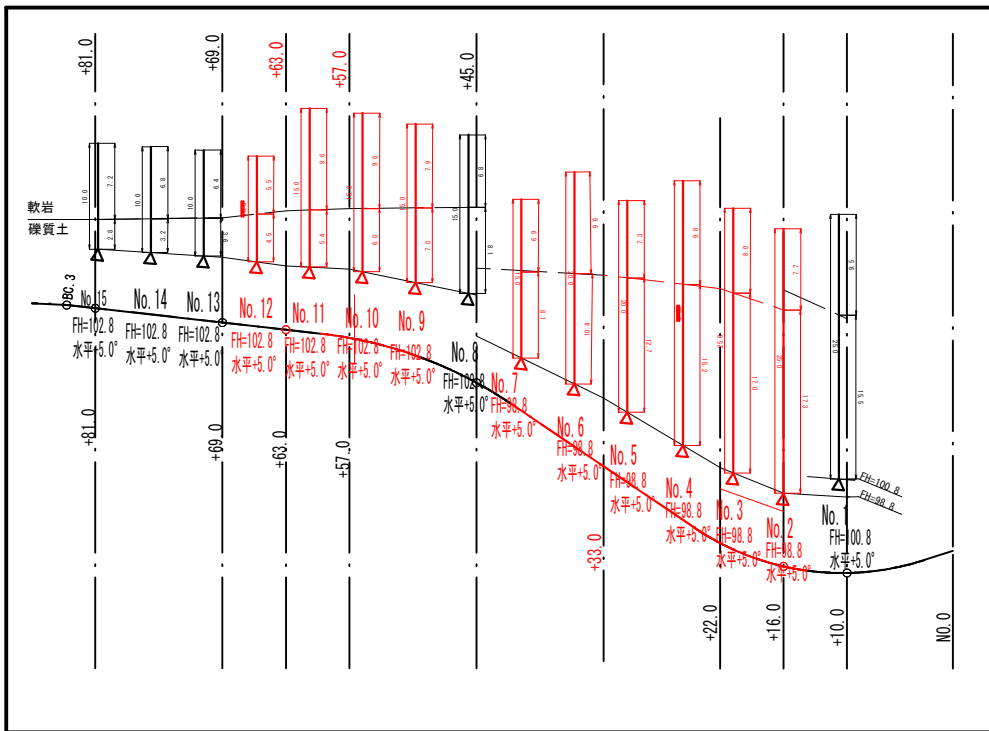


水抜きボーリング

査定時



参考資料



セメントミルク流入状況



議案第 47 号

工事請負契約の締結について

令和 4 年 5 月 31 日に入札に付した下記工事について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 54 号) 第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 4 年度 3 年災 (5 月豪雨災 1 号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 (2 工区) 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 251,900,000 円
(うち取引に係る消費税額 22,900,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 503 番地 1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優

提案理由

令和 4 年度 3 年災 (5 月豪雨災 1 号箇所) 奥地林道 鳥の巣線 (2 工区) 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負仮契約書

参考資料

工事名 令和4年度3年災 (5月豪雨災1号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 (2工区) 災害復旧工事

工事場所 東臼杵郡 美郷町西郷山三ヶ地内

工期 自 令和 年 月 日
至 令和 5 年 3 月 28 日

請負代金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	5	1	9	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕									
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	2	9	0	0	0	0	0	0

契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 吉田建設産業 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 5 月 31 日

美郷町

発注者 美郷町長 田中秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優



工事概要

復旧延長L=63m

橋梁新設工 L=33m

橋梁補修工 N=1.0式

現場吹付法砕工 A=1965m²

仮設ヤード構築 V=616m³

仮設道路撤去工 V=5679m³

請負業者名 株 吉田建設産業

工事請負費 251,900,000円

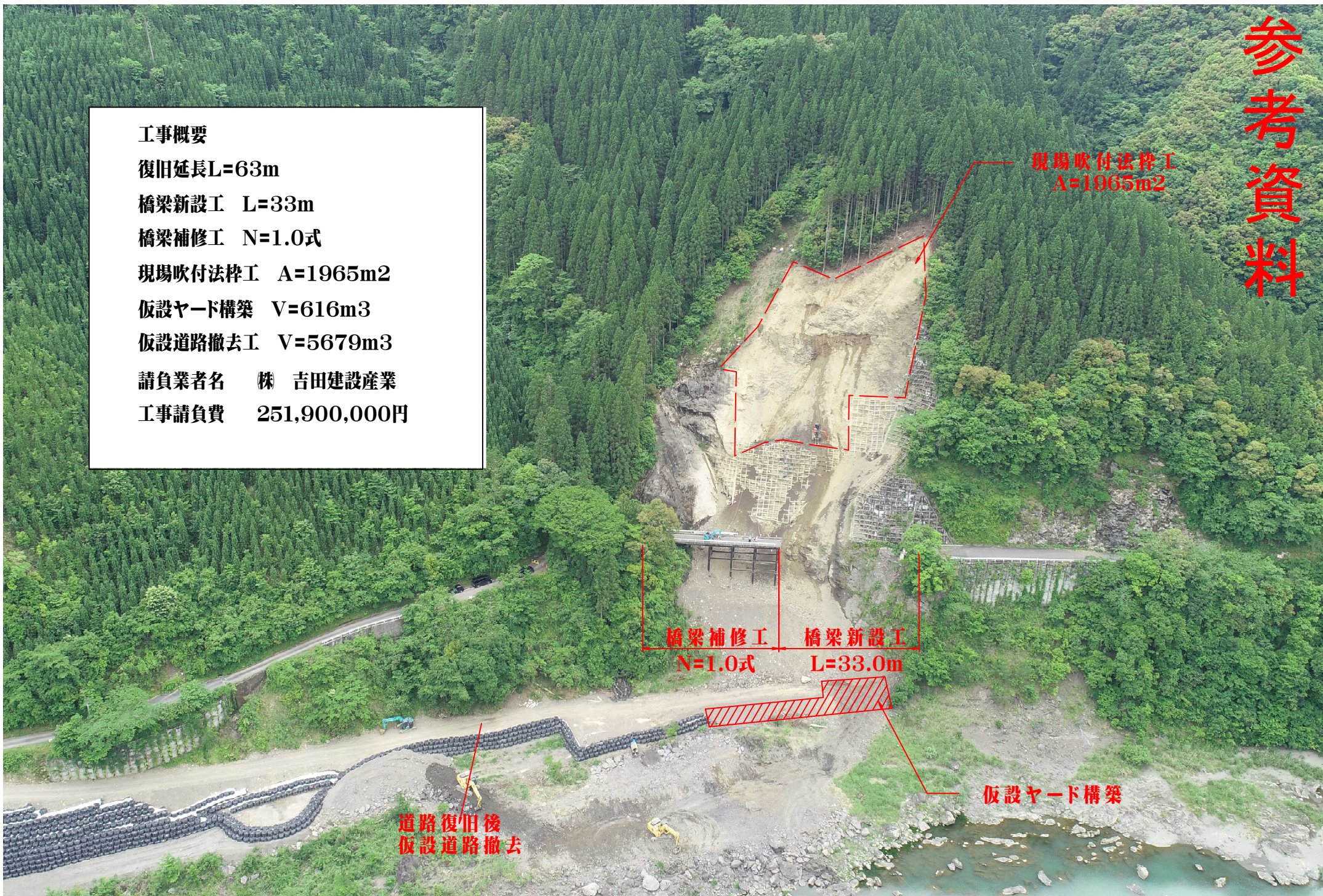
現場吹付法砕工
A=1965m²

橋梁補修工
N=1.0式

橋梁新設工
L=33.0m

道路復旧後
仮設道路撤去

仮設ヤード構築



議案第48号

令和4年度美郷町一般会計補正予算(第2号)

令和4年度美郷町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,288,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月6日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		458,957	21,514	480,471
	2 国庫補助金	277,703	21,514	299,217
19 繰入金		1,182,580	△24	1,182,556
	2 基金繰入金	1,174,261	△24	1,174,237
歳 入 合 計		8,267,422	21,490	8,288,912

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,477,814	2,089	1,479,903
	1 総務管理費	1,314,904	2,089	1,316,993
3 民生費		953,576	19,401	972,977
	1 社会福祉費	645,462	15,518	660,980
	2 児童福祉費	307,239	3,883	311,122
歳 出 合 計		8,267,422	21,490	8,288,912

令和 4 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,477,814	2,089	1,479,903	2,114				△25
3 民生費	953,576	19,401	972,977	19,400				1
歳出合計	8,267,422	21,490	8,288,912	21,514				△24

入 歳

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

15	2	国庫支出金	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		国庫支出金	458,957	21,514	480,471			
	2	国庫補助金	277,703	21,514	299,217			
	2	民生費国庫補助金	23,618	21,514	45,132	1 民生費補助金	21,514	1 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 3,850 (1) 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 (3,850) 2 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 1,091 (1) 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 (1,091) 3 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 (住民税非課税世帯等) 15,500 (1) 臨時特別支援事業費補助金 (非課税世帯等) (15,500) 4 子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金 (住民税非課税世帯等) 1,073 (1) 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金事務費分 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る分) (1,073)
19		繰入金	1,182,580	△24	1,182,556			
	2	基金繰入金	1,174,261	△24	1,174,237			
	1	財政調整基金繰入金	1,078,165	△24	1,078,141	1 財政調整基金繰入金	△24	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	1	1	1	5	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総務費	1,477,814	2,089	1,479,903	2,114	△25		
			総務管理費	1,314,904	2,089	1,316,993	2,114	△25		
		1	一般管理費	561,698	0	561,698	国庫補助金 25	△25		
		5	電算システム管理費	127,780	2,089	129,869	国庫補助金 2,089		12 委 託 料	2,089
										1 その他電算管理費 電算システム保守委託料
										2,089 (2,089)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		民生費	953,576	19,401	972,977	19,400	1			
	1	社会福祉費	645,462	15,518	660,980	15,517	1			
	1	社会福祉総務費	200,348	15,518	215,866	国庫補助金 15,517	1			
								11 役 務 費	18	1 臨時特別給付金事業 送金手数料 (18)
								19 扶 助 費	15,500	子育て世帯等臨時特別給付金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） (15,500)
	2	児童福祉費	307,239	3,883	311,122	3,883				
	1	児童福祉総務費	90,521	3,883	94,404	国庫補助金 3,883				
								11 役 務 費	33	1 子育て世帯生活支援特別給付金事業 送金手数料 (33)
								19 扶 助 費	3,850	子育て世帯生活支援特別給付金 (3,850)

(一般会計)